



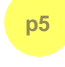





# データ・サンプル取扱い クイックリファレンス

この資料は「なつしま」「かいよう」「よこすか」「かいいい」「みらい」に乗船し、データ・サンプルを取得する研究者に必要な、最小限の事項のみ記載されています。詳細に関しては「データ・サンプルの取扱いについて」\*および「データ・サンプル取扱関連諸規程」を参照してください。

\*「課題公募資料」または、当機構ウェブサイト:「取扱い説明資料 ([http://www.jamstec.go.jp/drc/dmed/j/data\\_sample/documents.html](http://www.jamstec.go.jp/drc/dmed/j/data_sample/documents.html))」にあります。

## INDEX

- |  |   |
|--|---|
|  p1 乗船研究者全員に共通の必須事項 |  p7 プッシュコア、海水、大気など<br>その他サンプルを採る |
|  p4 岩石サンプルを採る       |  p7 観測機器を設置・回収する                 |
|  p5 コアサンプルを採る       |  p8 観測機器を持込む                     |
|  p6 生物サンプルを採る       |  p9 各担当部署およびデータ・サンプル提出先          |

「海洋研究開発機構(以下、「機構」といいます)の施設・設備などを利用して取得されたデータやサンプル、およびその際に派生して取得されたもの(以下、「データ・サンプル」といいます)」の取扱いには、以下の大原則が適用されます。

- ① データ・サンプルは原則として機構に帰属します
- ② 機構がデータ・サンプルを保管管理し、公開する義務を負います
- ③ 研究者はデータ・サンプルを提出し、成果物を報告する義務を負います
- ④ 研究者は公開猶予期間内にデータ・サンプルを優先的に使用できる権利があります

機構の施設・設備などを利用して得られたデータ・サンプルは人類共有の財産であり、教育・研究などの目的の為に広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要です。このため、機構では「データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針」を定め、「データ・サンプル取扱関連規程」に基づいてデータ・サンプルの保管・管理・公開を行っています。

## 1. 提出対象のデータ・サンプルの範囲

原則として以下のデータ・サンプルが機構への提出対象です。

- 機構所有の船舶および観測機器により取得されたデータ・サンプル
- 潜水調査船・無人探査機により取得・撮影されたデータ・サンプル
- 研究者が機構の船舶に持込んだ機器により取得されたデータ・サンプル
  - \* 研究目的の取得画像はデータ・サンプルに含まれますが、研究者持込みカメラで撮影した乗船中の日常生活の風景は提出対象外です。

## 2. 公開猶予期間とは



情報管理部署は受領したデータ・サンプルを、一定期間後、機構の運営するウェブサイトで公開します。

航海終了後から公開されるまでの期間を「公開猶予期間」と言います。公開猶予期間はデータ・サンプルを取得した課題採択研究者が優先的にそのデータ・サンプルを使用し、その課題の研究成果（論文など）を作成するために設けられています。

- \* 公開猶予期間の短縮を希望する場合、課題代表研究者は首席研究者の了承を得た上で情報管理部署に期間の短縮を申請できます。公開猶予期間は取得されたデータ・サンプルによって異なりますので、詳しくは「データ・サンプルの取扱いについて」を参照してください。

## 3. 提出用共通アドレス

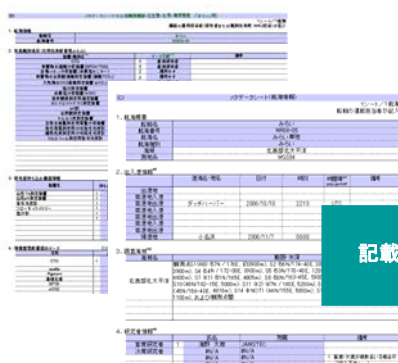
情報管理部署または課題管理部署へ提出物をメールで送付する際は、情報管理部署と課題管理部署の[提出用共通アドレス] submit-rv-cruise@jamstec.go.jp 宛に送付してください。

## 4. メタデータシート

データ・サンプルを取扱う際に必要なメタデータを取りまとめるためのエクセルシートを「メタデータシート」と言います。平成 22 年 10 月 1 日より、サンプルのメタデータシートは、**サンプル種別毎(岩石、コア、生物、その他サンプル)に分かれた別ファイルとなりました。**

	航海終了後
提出期限	1カ月
公開猶予期間	2カ月

- ① メタデータシートは航海開始前に課題管理部署から首席研究者へメールで送付されます。航海で得られた**全ての観測データおよび取得サンプル**についてメタデータシートへ記入してください。
- ② 首席研究者は取りまとめたメタデータシートを、航海終了後 1 カ月以内に情報管理部署へ提出してください。
- ③ メタデータシートの記載内容に基づき、原則として**航海終了2カ月後にメタデータは公開**されます(個人情報を除く)。航海終了2カ月後の公開に支障のある項目がある場合、特殊な取扱いが必要な場合は情報管理部署に連絡してください。



メタデータシート



JAMSTEC 観測航海データサイト

記載内容に基づきメタデータを公開

# 共通の必須事項

## 5. データ

航海で取得したデータを情報管理部署へ提出してください。

下記 i ~ iv をまとめて「データ」と言います。

- データ
- i. 定常観測データ
  - ii. 船体装備機器データ(定常観測データを除く)
  - iii. 潜水調査船・無人探査機器データ(画像データ含む)
  - iv. 観測データ(研究者持込み機器・応用技術部所有機器の取得データ)

	航海終了後
下船時の状態のデータ提出	1 カ月
事後処理済みデータ提出	2 年
公開猶予期間	2 年*

\* 定常観測データは公開猶予期間を設けず、機構の処理が済み次第公開されます。(ただし、首席により公開猶予期間を設定可能)

データの提出および取扱いに関しては以下の点に留意してください。

### 提出の対象

#### ① 下船時の状態のデータ:

課題採択研究者は首席研究者を通して、下船時または航海終了後1カ月以内に情報管理部署へデータを提出してください。データの処理レベルは下船時点の状態が基本です。また、船上である程度の処理を行ったものについては、その状態で提出してください。(その場合は、データの種類ごとに処理レベルを統一してください。)

首席研究者は下船時に「メタデータシート(C)(D)(E)(G)を印刷したもの」と「データ提出・保管確認シート」を添えて、船舶運航会社に情報管理部署へ上記 i ~ iii(提出できる場合は iv も)を搬送するよう依頼してください。潜水調査船・無人探査機器搭載カメラの画像データを提出するときは、記録媒体の原本を情報管理部署へ提出してください。潜航映像から潜航ログを作成した場合は、可能な限り提出をお願いします。

#### ② 事後処理済みデータ:

課題採択研究者はデータに事後処理を行った場合、公開猶予期間終了までに、情報管理部署へ事後処理済みデータを提出してください。データ公開の際には、事後処理済みデータの公開が優先されます。

### 提出の対象外

データは以下の「提出対象外となるデータの例」に該当する場合は、提出の対象外となります。

ただし、データを提出しない場合も、必ずメタデータシートとその機器が該当するページに「提出の有無」を記入し、備考欄にその理由を記入してください。(首席研究者・課題代表研究者が提出の対象/対象外の判断をしてください。)

#### 提出対象外となるデータの例

- i. 機器開発の過程で取得したデータ
- ii. 機器調整(パラメータ調整など)のために取得したデータ
- iii. 機器の故障
- iv. 正常ではあるが、特殊なデータ
  - 「航海終了後1カ月以内」の提出対象外ですが、公開猶予期間内に事後処理済みデータとして提出してください。
  - また、メタデータシートに当該データのメタデータを必ず記入してください。
  - 例) ・ 下船時の状態が特殊なフォーマットであるもの
    - ・ 物理量になっていないもの
    - ・ 提出に特別な取扱いが必要な程データ量が膨大であるもの(情報管理部署に相談してください)
- v. その他: 備考欄に具体的な理由を記入してください



## 公開猶予期間終了後

データは[JAMSTEC 観測航海データサイト] で公開されます。

オフラインにて提供にされるものもありますので、詳しくは[JAMSTEC 観測航海データサイト]の「オフラインデータとサンプルの利用申請」を参照してください。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/cruisedata/j/apply.html>

## 6. クルーズレポートとクルーズサマリー

首席研究者は「記載要領」\*を参考にクルーズレポートとクルーズサマリーを作成し、

航海終了後 1 カ月以内に、[情報管理部署](#)へ提出してください。[情報管理部署](#)は

提出されたものを、原則として航海終了2カ月後にそのまま公開します。

公開できない情報は記載しないようお願いします。個人情報の取扱いにも配慮してください。

\*「データ・サンプルの取扱いについて」の別添参照

	航海終了後
提出期限	1カ月
公開猶予期間	2カ月

### クルーズサマリー

航海の概要を短くまとめた速報です。日本語版と英語版を各 A4 用紙4枚以内で作成し、電子ファイル(1部)を提出してください。

### クルーズレポート

航海の目的・実施項目・手法・実施状況・結果など、航海終了時の速報をまとめたものです。

A4 用紙に英語で作成してください。枚数制限はありません。電子ファイル(1部)を提出してください。

(必要に応じて印刷物を提出していただく場合があります。)

## 7. データ・サンプルを船舶から持帰るとき (非乗船の課題採択研究者にデータを持帰りを依頼された場合を含む)

船舶からデータを持帰る際は、研究者ごとにメタデータシートの「(H)研究者持帰データシート」を作成し、記入してください。サンプルを持帰る際は、各サンプル用のメタデータシートへ記入してください。

非乗船の課題採択研究者(Aさん)にデータを持帰るよう依頼された課題採択研究者は、自分の「(H)研究者持帰データシート」に自分が持ち帰るデータと、Aさんに依頼されたデータを記入してください。サンプルの場合は、各サンプル用のメタデータシートへ同様に記入してください。その際、Aさんに渡すデータまたはサンプルの備考欄にAさんへ渡す旨を記入してください。

## 8. 課題採択研究者以外にデータ・サンプルを提供するとき

① 航海開始前: 課題代表研究者の了承を得た上で、[課題管理部署](#)へ連絡してください

② 航海開始後: 首席研究者およびそのデータ・サンプルを取得した課題採択研究者の了承を得た上で、[情報管理部署](#)へ連絡してください

## 9. 航海で得た成果を論文などで公表したとき

課題採択研究者は公表した成果について研究成果などの公表届へ記入し[提出用共通アドレス]にメールで提出してください。(機構職員が成果を公表する場合はローカルウェブの「研究成果データベース」に登録してください。)

## 10. ご注意ください

機構の船舶にて取得されたデータ・サンプルの利用や提出に関する必要事項は、機構の規程類に定められています。これらに反する行為が見受けられた場合、機構は下記の対応を行う事があります。

「機構は、課題採択研究者および利用者がデータ・サンプル取扱関係諸規程に違反した場合は、以降の公募において対象者から除外するなどの適切な処置をとることができます。」

\*規程コード 10-01-0080 「航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則」第14条参照

## 乗船前に

岩石サンプル保管部署は、プラスチックコンテナの貸し出しを行っています。  
アーカイブ用岩石サンプルの提出にプラスチックコンテナが必要な場合、課題採択研究者は艦装日の1カ月前までに、岩石サンプル保管部署へ連絡してください。

	航海終了後
アーカイブ部分の提出	速やかに
サンプルの公開猶予期間	2年
残ったワーキング部分の提出	2年
分析データの提出	5年
分析データの公開猶予期間	5年

## 提出岩石サンプル・分析データについて

- 1) 岩石サンプルは研究に使用するワーキング部分(分析・研究などに使用)とアーカイブ部分(機構が保管)に分割し、アーカイブ部分は航海終了後速やかに岩石サンプル保管部署へ提出してください。
  - ・ 1サンプルで5kgを超える量を提出した場合は、岩石サンプル保管部署が保存量を調整することがあります。5kg以上の保存を希望する場合は、提出の前に岩石サンプル保管部署に連絡してください。
  - ・ 採取量が少量の場合、アーカイブ部分を提出する必要はありません。
- 2) 首席研究者は着岸日が決定次第、岩石サンプル保管部署へ着岸日と提出するアーカイブ部分の数量をメールで知らせてください。
- 3) 航海終了後、船舶が横須賀本部岸壁に着岸した際に岩石サンプル保管部署の担当者が岸壁まで引き取りに行きます。
  - ・ 船舶が横須賀本部岸壁に着岸せず、航海の切り替えが行われる場合などは、船舶が横須賀本部岸壁に着岸するまでアーカイブ部分は船内に保管されます。
  - ・ 横須賀本部の岸壁以外の場所から岩石サンプルの発送を希望する場合は、岩石サンプル保管部署へ連絡してください。(この場合、発送に関する手続きと費用の負担を課題採択研究者にお願いすることがあります。)
- 4) ワーキング部分を全て消費しなかった場合は、岩石サンプル保管部署へ連絡し未使用分を提出してください。
- 5) 課題採択研究者は、岩石サンプルの分析データを公開猶予期間内に情報管理部署へ提出してください。

## メタデータシートへの記入

メタデータシート(岩石サンプル用)に採取した岩石サンプルの情報を記入してください。

## 船上 ID のつけかた

岩石サンプルへは以下の例に従って、船上 ID をつけてください。

### ■ ドレージによる採取

航海番号\_Leg(space)"D"サイト番号"-R"nn(通し番号)

### ■ 潜航による採取

潜水船名"#ダイブナンバー"-R"nn(通し番号)

### ドレージによる採取

かいいい: KR08-01 D01-R01

### 潜航による採取

しんかい6500: 6K#1125-R01

ハイパードルフィン: HPD#2230-R01

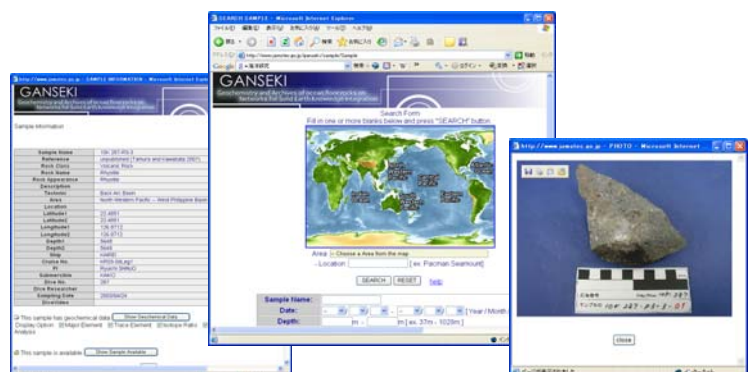
かいこう: KAIKO#9999-R01

よこすかディープ・トウ: YKDT#9999-R01

## 公開猶予期間終了後

岩石サンプルの情報は「深海底岩石データベース GANSEKI」にて公開されます。

<http://www.godac.jamstec.go.jp/ganseki/>



## 乗船前に

コアサンプル保管部署がコアサンプルの収納ケース(D-tube)と、航海終了後のアーカイブ用コア搬送の準備を行います。課題採択研究者は艀装日の1カ月前までに採泥計画をコアサンプル保管部署へ連絡してください。

	航海終了後
アーカイブ部分の提出	速やかに
サンプルの公開猶予期間	2年
残ったワーキング部分の提出	2年
分析データの提出	2年
分析データの公開猶予期間	2年

## 提出コアサンプル・分析データについて

「コアサンプル」とは、細則で定める通り、ピストンコアラーなどで採取したサンプル(おおむね 1m以上のものや、半割、記載、写真撮影などのルーチン作業を行うもの)のことを指します。潜水調査船などで採取した堆積物サンプル(プッシュコアや少量のもの)は、「その他サンプル P.7」を参照してください。

- 1) 採取したコアサンプルはワーキング部分(分析・研究などに使用)と、アーカイブ部分(機構が保管)に分割してください。課題採択研究者はアーカイブ部分も使用する場合は首席研究者と協議の上、[情報管理部署](#)に相談してください。
- 2) 首席研究者は着岸日が決定次第、[コアサンプル保管部署](#)へ着岸日と提出するアーカイブ部分の数量をメールで知らせてください。
- 3) 課題採択研究者はワーキング部分の分析データ(写真・記載・MSCL データを含む)を、公開猶予期間内に[情報管理部署](#)へ提出してください。
  - ☆ お願い ☆ 船上で取得した写真、記載、MSCL データについては、下船後の速やかな提出に協力をお願いします。(コアの保管・管理に使用しますので、早期公開を希望しない限り公開猶予期間内は非公開です。)
- 4) ワーキング部分を全て消費しなかった場合は[コアサンプル保管部署](#)へ連絡し、未使用分を提出してください。

## メタデータシートへの記入

メタデータシート(コアサンプル用)に採取したサンプルの情報を記入してください。

## 船上 ID のつけかた

コアサンプルは以下の例に従って、船上 ID をつけてください。

- コアラーによる採泥  
航海番号\_Leg(space)“コアラー識別記号”nn(通し番号)

コアラーによる採泥	
みらい:	MR08-99_Leg2 PC01
かいいい:	KR08-99 GC01
かいう:	KY08-99_Leg1 PL02

## 公開猶予期間終了後

サンプルの情報は[JAMSTEC Core Data Site]にて公開されます。

<http://www.godac.jamstec.go.jp/coredata/j/>



## 生物サンプルについて

生物サンプルは、航海終了後もサンプルの保管・管理を課題採択研究者にお願いします。

	航海終了後
サンプルの公開猶予期間	2年
生物サンプル登録票の更新	随時
生物サンプルの提出	対象外

## 提出の対象

航海中に採取した生物サンプルのメタデータ

(取得した生物サンプルおよびその標本などを機構に提出する必要はありません。)

## メタデータシートへの記入

メタデータシート(生物サンプル用)に採取した生物サンプルの情報を記入してください。

## 船上 ID のつけかた

生物サンプルは以下の例に従って、船上 ID をつけてください。

### ■ 船上からの採取

航海番号\_Leg"#”サイト番号”-B”nn(通し番号)

### 船上からの採取

かいいい: KR08-01\_leg1#01-B01

### 潜航による採取

しんかい6500: 6K#1125-B01

ハイパードルフィン: HPD#2230-B01

かいこう: KAIKO#9999-B01

### ■ 潜航による採取

潜水船名"#”ダイブナンバー”-B”nn(通し番号)

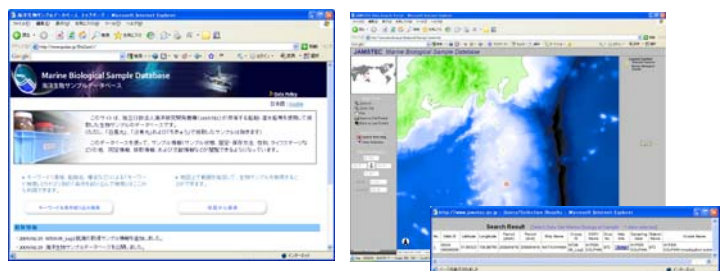
## 生物サンプルの保管および保管期限について

- 1) 生物サンプルは原則として、課題採択研究者に保管・管理をお願いしております。
- 2) サンプルが全量消費された場合を除いて 10 年間保管していただき、その後は保管期間の終了又は延長などの検討を行います。
- 3) 生物サンプルメタデータの公開時に、課題採択研究者へ「生物サンプル登録票(pdf ファイル)」が送付されますので、サンプルとともに保管をお願いします。保管されている生物サンプルの状態に変化があった場合、消費された場合、保管場所や保管者に変更があった場合などは、「生物サンプル登録票」を更新いたしますので、適宜情報管理部署へお知らせください。
- 4) 課題採択研究者による生物サンプルの保管が困難な場合は、生物サンプル保管部署へご相談ください。一時的な保管場所を提供できる場合があります。

## 公開猶予期間終了後

生物サンプルの情報は[海洋生物サンプルデータベース]にて公開されます。

<http://www.godac.jamstec.go.jp/bio-sample/>



# その他サンプル

プッシュコア、海水、大気など、その他サンプルを採る

## その他サンプル

プッシュコア、海水、大気などのサンプル(岩石・コアおよび生物以外のサンプルすべて)は、「その他サンプル」として分類されます。

	航海終了後
分析データの提出期限	2年
分析データの公開猶予期間	2年
サンプルの提出	対象外

## 提出の対象

航海中に取得したサンプルのメタデータを提出してください。また、サンプルを分析して得られたデータも、公開猶予期間内に情報管理部署へ提出してください。(取得したサンプルそのものを機構に提出する必要はありません。)

## メタデータシートへの記入

メタデータシート(その他サンプル用)にサンプルの情報を記入してください。

## 公開猶予期間終了後

分析結果は、[JAMSTEC 観測航海データサイト]で公開されます。<http://www.godac.jamstec.go.jp/cruisedata/j/>

# (長期)漂流型・設置型観測機器

観測機器を設置・回収する

## (長期)漂流型・設置型観測機器とは

漂流型・設置型観測機器のうち、航海中に設置から回収が**完結しないもの**を(長期)漂流型・設置型観測機器と言います。

※ 1つの航海中に設置から回収が完結する漂流型・設置型観測機器の場合は、研究者持込み機器に分類されますので p.8 の「研究者持込み機器」を参照してください。

	航海終了後
メタデータの提出期限	1 カ月
公開猶予期間	2年

## 提出の対象

航海中に行った機器の設置・回収に伴うメタデータを情報管理部署へ提出してください。

## メタデータシートへの記入

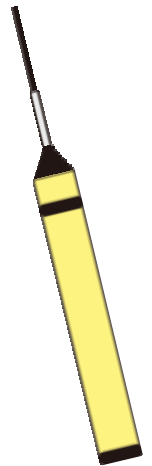
- メタデータシートの「(E)その他機器」の「研究者持込み機器情報」欄に機器の情報を記載し、「(I)設置・回収リスト」に機器の設置・回収情報を記入してください。
- 機器の回収に伴ってサンプルを取得した場合、各サンプル用のメタデータシートに記入してください。(例: 機器に付着していた生物を研究用に採取した→p.6 の「生物サンプル」へ)

## MOR への登録

航海中に切離信号装置を伴う(長期)設置型観測機器(係留系・海底設置観測機器など)を設置または回収した場合、情報管理部署はその情報を MOR(Mooring Report/海底・海洋設置機器報告:海上保安庁)に登録します。MOR への登録可否については、メタデータシートの「(I)設置・回収リスト」の所定欄に明記してください。

## データの公開

(長期)漂流型・設置型観測機器の取得したデータを研究者が公開猶予期間経過後に公開する場合は、情報管理部署へ連絡してください。



# 研究者持込み機器

観測機器を持ち込む

## 提出の対象

研究者持込み機器、および機構が所有している持込み型の観測機器などで取得した観測データは情報管理部署へ提出してください。

潜水船などのペイロードとして搭載したのも、研究者持込み機器に含まれます。

※ 1つの航海中に設置から回収が完結しない(長期)漂流型・海底設置型観測機器を持ち込んだ場合は p.7 の「(長期)漂流型・海底設置型観測機器」を参照してください。

	航海終了後
下船時の状態のデータ提出	1 カ月
事後処理済みデータ提出	2年
公開猶予期間	2年

- 1) データ : p.2 の「5. データ」を参照してください。
- 2) 採取サンプル: それぞれのサンプルページを参照してください。

## メタデータシートへの記入

データ・サンプルの提出の有無に関わらず、原則として航海で得られた全てのデータ・サンプルについて、メタデータシートに記入してください。

☆ お願い ☆ 自分で開発した機器、または一般に使用されていない機器の場合は、備考欄にその機器の概略(作業・採取目的・観測対象など)を記入してください。

### 1) 船体に固定する観測機器

メタデータシート「(D/E)船体装備観測機器」の「船体固定持込み機器情報」の欄に記入してください。

この欄です! → 「船体固定持込み機器情報」

4. 船体固定持込み機器情報				
装置名	持込み研究者 <sup>*3</sup>	データ提出の有無 <sup>*5</sup>		備考
		航海終了時	公開猶予期間内	

メタデータシート(D)もしくは(E)

### 2) 船体に固定しない観測機器

【 研究者の依頼で観測技術員などが機器を運用する場合 】

- ・ メタデータシートの「(E)その他観測機器情報(①~③)」の「研究者持込み機器情報」の欄に記入してください。

【 研究者が機器を運用する場合 】

- ・ メタデータシートの「(E)その他観測機器情報④」の「研究者持込み機器情報」の欄に記入して下さい。

この欄です! → 「研究者持込み機器情報」

2. 研究者持込み機器情報					
装置名	メーカー・型番等 (記入が可能な場合)	持込み研究者 <sup>*3</sup>	データ提出の有無		備考
			航海終了時	公開猶予期間内	
例 深海用熱流量測定装置(HF)		1 深海太郎	1 有	1 有	
例 海底電位差磁力計(OBEM)		1 深海太郎	2 -	2 -	長期観測機器のため

# 担当部署・提出先一覧

各担当部署およびデータ・サンプル提出先

## 各担当部署とデータ・サンプル提出先

担当部署	提出先	取扱う提出物
<b>【情報管理部署】</b>  地球情報研究センター データ技術開発運用部 データ管理技術グループ	独立行政法人 海洋研究開発機構 横浜研究所 〒236-0001 神奈川県横浜市金沢区 昭和町 3173-25 Tel: 045-778-3811(代表)  E-mail: submit-rv-cruise@jamstec.go.jp  お問い合わせ: diag-dmd@jamstec.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルーズレポート</li> <li>・クルーズサマリー・メタデータシート</li> <li>・定常観測データ</li> <li>・船体装備機器データ →定常観測データを除く</li> <li>・潜水船/無人探査機器データ →画像・映像を含む</li> <li>・観測データ →研究者持込み機器含む</li> <li>・各種サンプルの分析結果</li> </ul>
<b>【課題管理部署】</b>  海洋工学センター 運航管理部 計画グループ	独立行政法人 海洋研究開発機構 横須賀本部 〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町 2-15 Tel: 046-867-9883  E-mail : submit-rv-cruise@jamstec.go.jp  お問い合わせ : riyo-kobo@jamstec.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の公表届</li> </ul>
<b>【岩石サンプル保管部署】</b>  地球情報研究センター データ技術開発運用部 データ管理技術グループ	独立行政法人 海洋研究開発機構 横須賀本部 〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町 2-15 Tel: 046-866-3811(代表)  お問い合わせ: diag-dmd@jamstec.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブ用岩石サンプル</li> <li>・残ったワーキング部分</li> </ul>
<b>【コアサンプル保管部署】</b>  高知コア研究所 科学支援グループ	独立行政法人 海洋研究開発機構 高知コア研究所 〒783-8502 高知県南国市物部乙 200 高知大学物部キャンパス内 Tel: 088-878-2199/2205  お問い合わせ: jc_curator@jamstec.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブ用コアサンプル</li> <li>・残ったワーキング部分</li> </ul>
<b>【生物サンプル保管部署】</b>  地球情報研究センター データ技術開発運用部 データ管理技術グループ	独立行政法人 海洋研究開発機構 横浜研究所 〒236-0001 神奈川県横浜市金沢区 昭和町 3173-25 Tel: 045-778-3811(代表)  お問い合わせ: diag-dmd@jamstec.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物サンプルの一時保管 (課題採択研究者がサンプルを 保管・管理することが困難な場合のみ)</li> </ul>

# データ・サンプルの取扱い一覧

## データ・サンプルの取扱い一覧

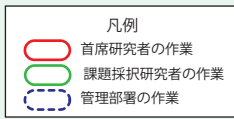
◎:責任者 ○:責任者代理

	いつ	何をする	誰が			誰に (連絡/提出先)	
			首席 研究者	課題 代表 研究者	課題 採択 研究者		
連絡	航海開始前まで	変更内容の連絡		◎		課題管理部署	
	航海中	アーカイブ用サンプル提出予定の連絡	◎			各サンプル保管部署	
提出 準備	航海中	データ・サンプルの取得 分配およびその記録、提出データの整備	◎	乗船者 ○	乗船者 ○	—	
提出	航海終了後 1カ月以内	メタデータシート(各サンプル用のメタデータシートを含む)	◎			情報管理部署	
		観測データ	◎	○	○		
		アーカイブ用岩石・コアサンプル		◎	○	各サンプル保管部署	
		クルーズサマリー・クルーズレポート	◎			情報管理部署	
	公開猶予期間内	事後処理済データ	※		◎	○	情報管理部署
		残った岩石・コアサンプル			◎	○	各サンプル保管部署
成果の発表時	成果公表届の提出		◎	◎	課題管理部署		

※首席研究者は、「航海終了後1カ月以内のデータ提出」についての責任者です。それ以降の責任者は、課題代表研究者もしくは課題採択研究者です。

# 航海により得られたデータ・サンプルの流れ

ここに記載されているのは概要です。詳細に関しては「データ・サンプルの取扱いについて」を参照してください。



## 岩石サンプル

## コアサンプル ※潜航で採取したサンプルは除く

## 生物サンプル

## データ・その他サンプル

航海前

【艦装1カ月前までに】課題採択研究者はプラスチックコンテナの貸し出しが必要な場合、必要なプラスチックコンテナの数を保管部署へ連絡

【艦装1カ月前までに】課題採択研究者は保管部署へ採泥計画を連絡（収納ケースの有無および必要数量の確認）

【航海開始前までに】課題管理部署より首席研究者へ「メタデータシート」がメールで送付される

航海中

首席研究者・課題採択研究者・補助者等が「メタデータシート」に航海中に取得されたデータ・サンプルのメタデータを記載し、首席研究者が「メタデータシート」の管理を行う  
※提出の有無に関わらず、航海で得られた全てのデータ・サンプルについて記載してください

課題代表研究者がアーカイブ用のサンプルを準備

【着岸の日時が決定次第】首席研究者がメールにて各サンプル保管部署へ着岸日と、提出するアーカイブ用のサンプル数量を連絡

課題代表研究者または課題採択研究者は各サンプル用の「メタデータシートを印刷したもの」と「データ提出・保管確認シート」を添えてアーカイブ用サンプルを各サンプル保管部署へ提出

課題採択研究者が生物サンプルを保管・管理

【航海終了時】首席研究者は「メタデータシート(C, D, E, G)を印刷したもの」と「データ提出・保管確認シート」を添えて、船舶運航会社に情報管理部署へ下記①~②のデータの提出を依頼する。

- ① 船体装備機器データ
- ② 潜水調査船・無人探査機データ（映像/画像含む）

この時、首席研究者は以下の③と④のデータが提出できる場合、上記の①~②と併せて提出を船舶運航会社に依頼できる。

- ③ メタデータシート（完成した電子ファイル）
- ④ 観測データ（下船時の状態・研究者持込機器データを含む）

航海終了後

1カ月

【航海終了後1カ月以内】首席研究者は「観測データ（下船時の状態）」「メタデータシート」「クルーズレポート」「クルーズサマリー」を情報管理部署へ提出  
※1 メタデータのうち、航海終了後2カ月で公開されると差障りのある項目は情報管理部署にご相談ください ※2 航海終了2カ月後に公開できない情報は「クルーズレポート」「クルーズサマリー」に記載しないでください

課題採択研究者へ情報管理部署が「生物サンプル登録票」をメールで送付

2カ月

【航海終了後2カ月】「メタデータ」「クルーズレポート」「クルーズサマリー」「航海データ」をJAMSTECの各ウェブサイトで公開

【公開猶予期間終了までに】課題採択研究者サンプルの分析結果を情報管理部署へ提出  
公開猶予期間 コアサンプル 本体：2年 分析結果：2年  
岩石サンプル 本体：2年 分析結果：5年  
保存できる状態のサンプルに残りが生じた場合、サンプル保管部署へ連絡

課題採択研究者が「生物サンプル登録票」の内容を確認・修正し情報管理部署へ返信

分析データ・解析データは提出の対象外

【公開猶予期間終了までに】課題採択研究者がサンプルの分析結果、事後処理済データを情報管理部署へ提出

公開猶予期間終了

【公開猶予期間終了後】JAMSTECの各ウェブサイトデータ・サンプルの公開・提供を開始

10年経過後にサンプルの保管期間を見直し

ご希望により早期公開も可能です  
早期公開をご希望の際は首席研究者（または首席研究者の了承を得た課題代表研究者）がdiag-dmd@jamstec.go.jpへご連絡ください。